

○沼田市水道事業給水条例

平成10年3月25日

条例第14号

改正 平成11年12月14日条例第20号

平成12年3月29日条例第14号

平成12年12月22日条例第43号

平成15年3月28日条例第4号

平成26年3月28日条例第5号

沼田市水道事業給水条例（昭和33年条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第22条）

第4章 料金、水道加入金及び手数料（第23条—第33条）

第5章 管理（第34条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、沼田市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 沼田市水道事業の給水区域は、次の区域とする。

東倉内町

西倉内町

柳町

高橋場町

材木町

桜町

上原町

東原新町

西原新町

上之町

馬喰町

中町

坊新田町

下之町

鍛冶町

榛名町の一部

戸鹿野町の一部

新町

沼須町

上沼須町

下久屋町の一部

久屋原町

横塚町

栄町

岡谷町の一部

(用語の定義)

第3条 この条例の用語は、次の定義による。

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、メーター止水栓、水道メーター、不凍栓、給水栓等給水用具をいう。
- (2) 「一般用」とは、一般家庭、官公署、学校、病院、工場、事業所並びに第3号及び第4号に属しないその他のものにおいて使用するものをいう。
- (3) 「営業用」とは、旅館、料理飲食店、劇場、娯楽場等専ら営業に使用するものをいう。
- (4) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場に使用するものをいう。
- (5) 「臨時用」とは、建設工事、興行その他一時的に使用するものをいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置の新設申込みの保留)

第6条 第2条に定める給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置の新設の申込みを保留することができる。

(給水装置の新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第4条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号及び事項に掲げる費用の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。ただし、その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数が4円まではこれを切り捨て、5円以上9円まではこれを5円とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の設置又は管理に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、

その責を負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。
ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置及び基準は、市長が定める。
- 3 メーターの設置に当たっては、所定の量水器ます又は量水器室に収納する。
- 4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、市長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、市長が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止及び変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人又は管理人の氏名又は住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 水道使用者等は、供給を受ける水道水に異常があると認めるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

3 水道使用者等は、漏水その他給水装置に異常があるときは、直ちに修繕等必要な処置をしなければならない。

4 前項の修繕その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

5 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収するものとする。

第4章 料金、水道加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 管理人から徴収する料金は、水道の使用者が連帯して責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、次の各号のとおりとする。

(1) 専用給水料

用途	料金	基本料金（1箇月につき）		超過料金 1立方メートルにつき
		水量	料金	

一般用	8立方メートル	800円	120円
営業用	10立方メートル	1,000円	120円
浴場営業用	200立方メートル	4,900円	40円
臨時用	1立方メートルにつき	120円	

(2) 消火栓使用料 演習用1栓10分間につき 400円

(3) メーター使用料 1箇月につき

口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
使用料	50円	90円	95円	175円	220円	440円	1,320円

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を各月平均とみなし、その使用水量に応じ、前条各号に基づき算定した額の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときは、その料金は1箇月分として算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い用途に係る料率を適用する。

(無届け使用に対する認定)

第28条 給水装置を市長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認

めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したとき清算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、口座振替又は納入通知書による納入の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(水道加入金)

第31条 給水装置を新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)しようとする者は、次の各号に定める額に消費税等相当額を加えた額の水道加入金(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。

(1) 新設の場合

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	76,000円
20ミリメートル	188,000円
25ミリメートル	317,000円
30ミリメートル	472,000円
40ミリメートル	948,000円
50ミリメートル	1,574,000円
75ミリメートル	3,790,000円
100ミリメートル	市長が別に定める。

(2) 改造の場合改造後のメーターの口径に対応する加入金の額から改造前のメーターの口径に対応する加入金の額を控除した額

2 前項の加入金は給水装置の新設又は改造の申込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込み後徴収することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事申込みを取り消した場合、工事申込み後設計変更(メーターの口径を減ずる場合に限る。)により差額が生じた場合又は市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号に定めるところにより、申込者からこれを徴収する。

(1) 第8条第1項の指定をするとき。

ア 指定給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,000円

イ 指定給水装置工事事業者証再交付手数料

1 件につき 2,500円

(2) 設計審査手数料

1 件につき 200円

(3) 公道部分工事設計手数料

設計額の3.0パーセント

(4) 材料確認手数料

種別	口径 25ミリメー トルまで	50ミリメー トルまで	100ミリメ ートルまで	100ミリメ ートルを超え るもの
給水管1メートルにつき	5円	10円	20円	40円
水栓、弁類、継手類又は消火 栓1個につき	10円	20円	40円	60円
異径管1個につき	10円	15円	20円	30円
湯沸器1個につき	50円	100円		
その他1個又は1本につき	10円	15円		

(5) 工事検査手数料

1 件につき 500円

(6) 分水栓工事立会手数料

1 件につき 300円

(7) 証明手数料

1 件につき 300円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

3 第1項に規定する手数料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数が4円まではこれを切り捨て、5円以上9円まではこれを5円とする。

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使

用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第7条に規定する工事費、第21条第4項に規定する修繕費、第24条に規定する料金、第31条に規定する加入金又は第32条に規定する手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第25条に規定する使用水量の計量又は第34条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第38条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項に定める承認を受けずに、給水装置の工事をした者
- (2) 正当な理由がなく第17条第2項に規定するメーターの設置、第25条に規定する使用水量の計量、第34条に規定する検査又は第36条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項に規定する給水装置の管理を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条に規定する料金、第31条に規定する加入金又は第32条に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(準用)

第43条 この条例に定めるもののほか、料金及び手数料の徴収について必要な事項は、沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の沼田市水道事業給水条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成11年12月14日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第14号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第43号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

第2条

3 第13条の規定による改正後の沼田市水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、この条例の施行日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日よりも後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額にかかる部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

（月数の計算）

第3条 前条の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。